



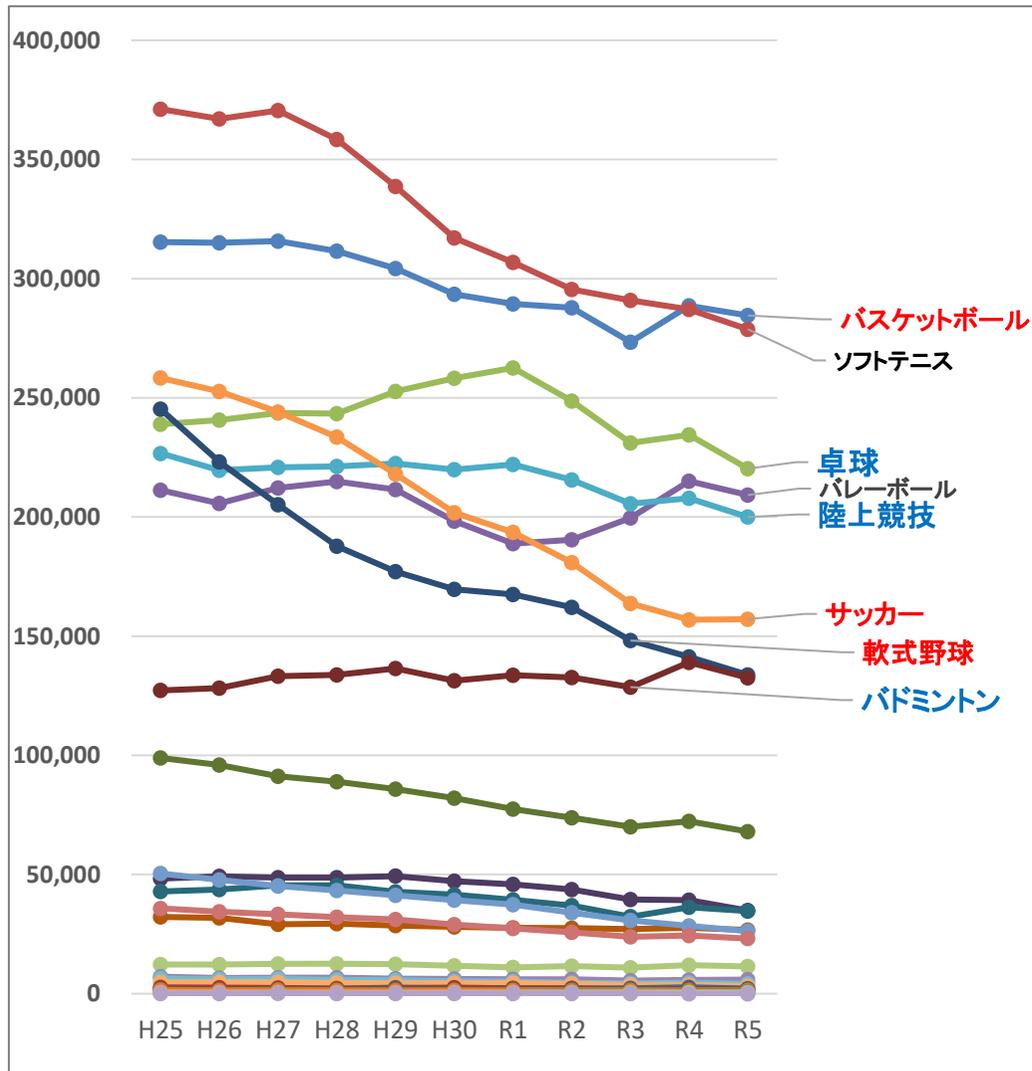
スポーツ庁

部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保

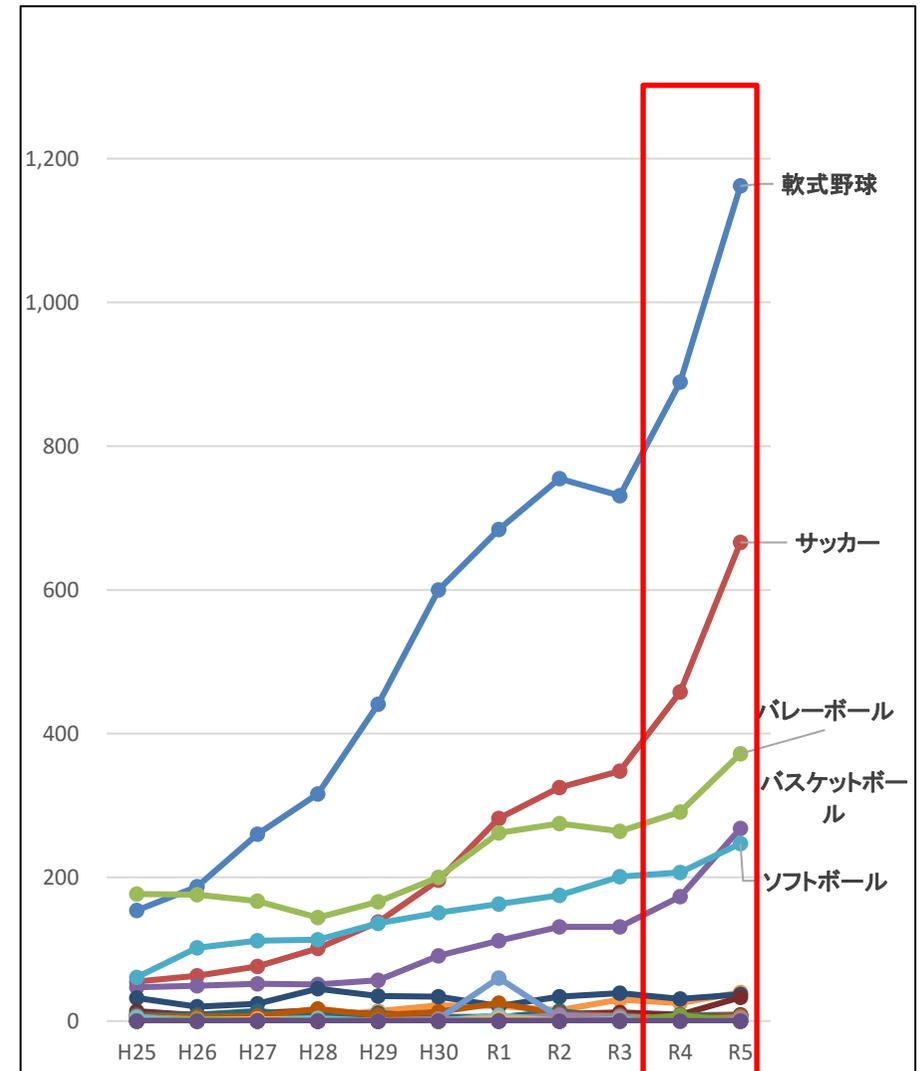
中学校の運動部活動の状況

- ✓ 少子化の進展により、学校単位での活動が困難に。
- ✓ 中学校における合同部活動実施チーム数が、急激に増加。

● 運動部活動に参加している中学生数の推移



● 中学校における合同部活動実施チームの推移



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

次期 改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担 の在り方

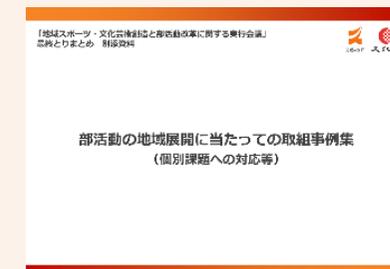
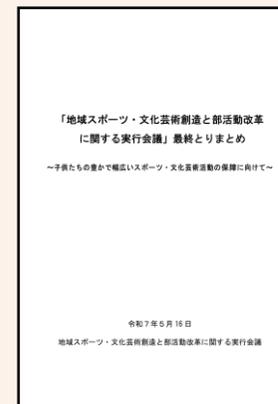
- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討
- 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示

【最終とりまとめに関するHP掲載資料】

- ① 最終とりまとめ（概要）
- ② 最終とりまとめ（本文）
- ③ 別添資料（部活動の地域展開に当たっての取組事例集
（個別課題への対応等））



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクール運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止（指導者等への研修、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

“教育・スポーツ・文化×交通”の取組事例：奈良県平群町

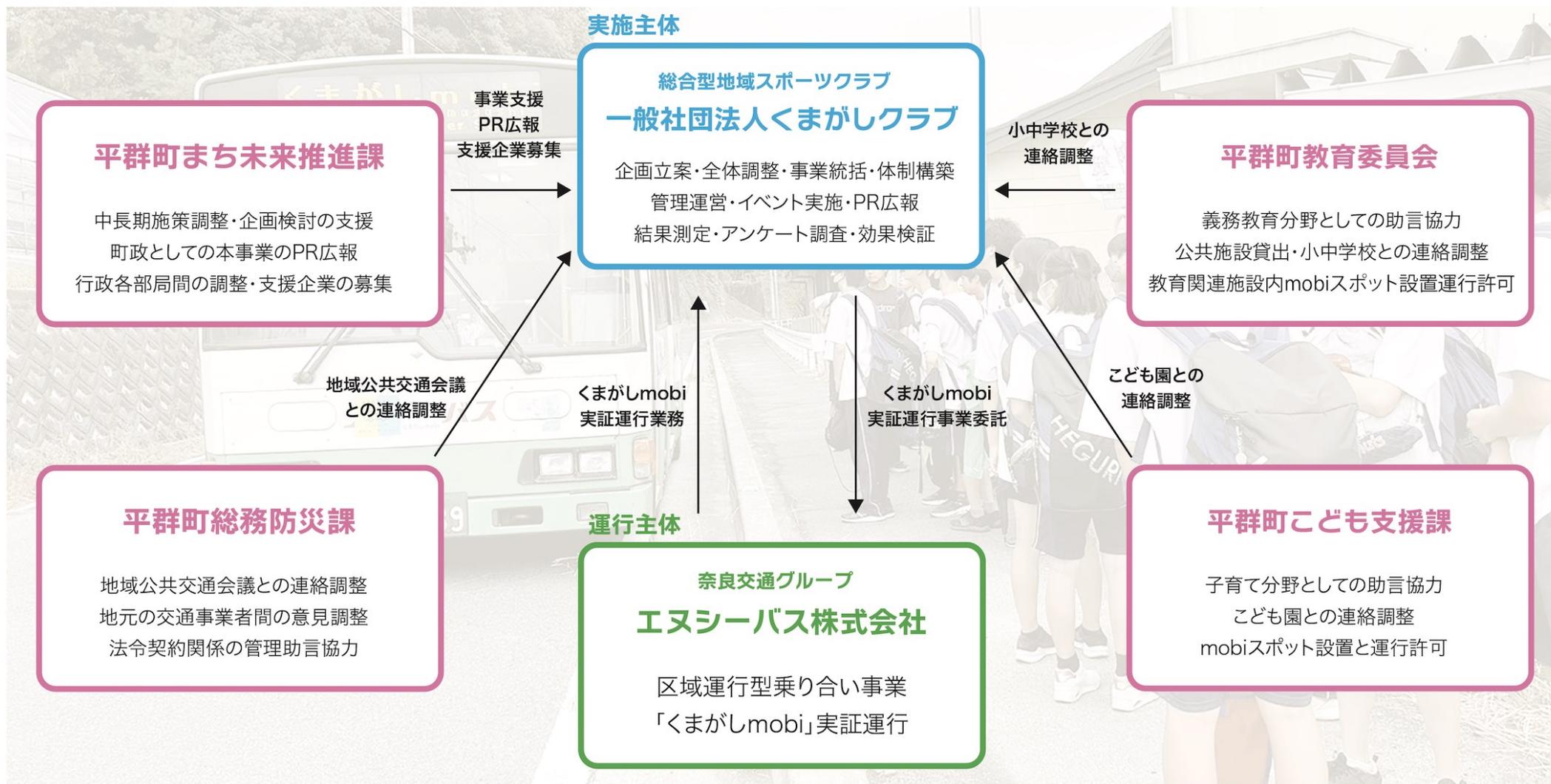


共創プラットフォーム名

『平群町子ども達がつくる未来のまちづくりプラットフォーム』

平群町では、行政＝平群町行政、交通事業者＝奈良交通グループエヌシーバス株式会社、総合型地域スポーツクラブ＝一般社団法人くまがしクラブの共創・連携・協働により、共創プラットフォーム名「平群町子ども達がつくる未来のまちづくりプラットフォーム」として、くまがしmobi実証運行を実施。

事業の全体像・共創の仕組み



区域運行型乗り合い事業

くまがしmobi実証運行



地域クラブ活動の
中学生のバス送迎



小学生
アフタースクールの
バス送迎



実証運行イベント
スポフェスMaaS
1dayバス送迎



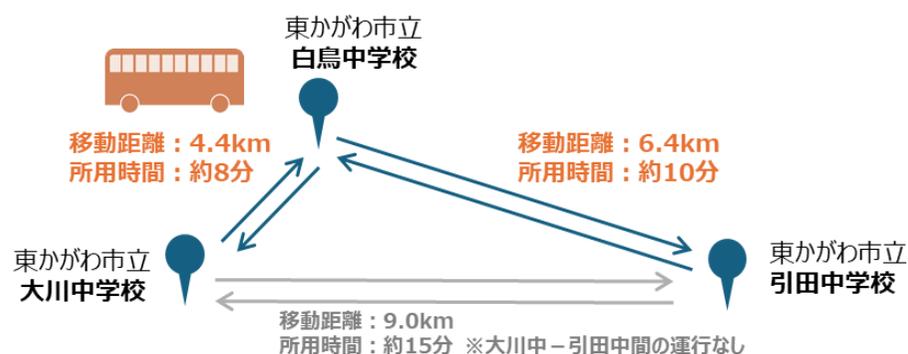
令和7年度は、
「こども・子育て×交通」や
「観光・まちづくり×交通」
分野にも拡充予定。

既存の送迎車両の有効活用

◆ スクールバスの運行（香川県東かがわ市）

- ・ 小学校のスクールバスを有効活用し、平日は下校する小学生を送った後のスクールバスを利用。また、休日は、地域クラブ活動による市内移動のほか、対外試合の際にも原則スクールバスを活用。スクールバスは市が保有しており、現在マイクロバス12台、ワゴン車3台。運行は外部に委託。
- ・ 部活動の行き帰りの生徒の乗降確認について業務をシステム化し、モニタリング。教員や保護者の安心と生徒の安全を確保。

➤ 運行経路・時刻表



大川中学校便 2台		
行き	大川中 8:10発 16:00発	白鳥中 8:20着 16:10着
帰り	白鳥中 11:45発 18:20発 (17:20)	大川中 11:55着 18:30着 (17:30)

白鳥中学校便 2台		
行き	白鳥中 8:10発 16:00発	大川中 8:20着 16:10着
帰り	大川中 11:45発 18:20発 (17:20)	白鳥中 11:55着 18:30着 (17:30)

引田中学校便 1台			
行き	引田中 8:00発 15:50発	白鳥中 8:10着 16:00着	大川中 8:20着 16:10着
帰り	大川中 11:45発 18:05発 (17:05)	白鳥中 11:55着 18:15着 (17:15)	引田中 12:05着 18:30着 (17:30)

休日
平日
()は冬季

➤ 乗車確認



市教育委員会
学校
保護者

バス運転者画面

学校、市教育委員会、保護者の3者でリアルタイムに状況をモニタリングすることができる

※情報に矛盾がある場合はアラート表示あり



地域公共交通との連携等

◆ JR線利用の推奨（長野県南佐久郡）

➤ JR線利用料補助、町村所有バスの活用

- 南佐久郡は広域であるため、自家用車での送迎では保護者の負担も大きくなることから、JR小海線の利用を推奨し負担を軽減。
- 練習時刻はJR線の到着時刻により調整した。到着時刻に若干の差はあるものの早く到着した生徒から準備を始めるなど、全員が集まればすぐに全体で練習が開始できるように工夫。
- 令和5年度、部活動に参加した153名中、80名がJR小海線を利用。利用料金を100%補助し、利用額の総額は30万円超。保護者からは、「このようにたくさん補助をしていただき大変ありがたい。仲間と一緒に電車で移動することも楽しみの一つになった。」等の感想が届いた。

- 6町村（佐久穂町・小海町・北相木村・南相木村・南牧村・川上村）
- 人口：22,612人
- 中学校数：4校（公立）、1校（私立）
- 生徒数：536人

JR小海線の利用について（小海中学校が会場の場合）

小海線 時刻表

駅名	上り線	下り線	上り線	下り線
高岩	7:51	7:31	8:43	9:01
馬流	7:56	7:28	8:46	8:58
小海	7:59	7:24	8:49	8:55
松原湖	8:05	7:16	小海終点	8:49
海尻	8:10	7:11		8:44

8:30開始

9:30開始



既存の送迎車両の有効活用 / 地域公共交通との連携等

◆ 地域クラブ所有の活用（北海道余市町）

- 町内外の施設を借用した活動の際にクラブ所有の車両による生徒の送迎を行うことにより、保護者の都合による不参加者数を減少。保護者の負担も軽減。



◆ 町営自家用有償旅客運送の活用（岐阜県白川町）

- 町営自家用有償旅客運送の仕組みを活用し、生徒の移動手段を確保。

◆ スクールバスの運行（北海道伊達市）

- スクールバス運行経路上に位置している会場について、スクールバスに乗車できる仕組みを整備。乗車料金は無料。

◆ 民間路線バスの時刻変更を調整（岐阜県下呂市）

- 民間路線バスの時刻変更を調整するとともに、路線バスの運賃を補助。

◆ 市の地域公共交通計画の見直し（山形県山形市）

- 地域クラブ活動に参加する生徒の移動手段の確保について、市の地域公共交通計画の見直しとあわせて検討。

Ⅲ. 連携・協働の推進に向けて

1. 連携・協働の推進に向けた環境醸成

(2) 分野毎の指針・通知の策定

① 教育・子育て・スポーツ分野

b) スクールバス車両の空き時間活用に係る取扱いの明確化

～児童生徒等の登下校以外の空き時間に、スクールバスを地域住民の移動手段や、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に係る移動手段の確保等のための用途に利用することが可能であることを取り組む意義や留意事項とともに明確化する。

f) 部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保

部活動の地域連携・地域クラブ活動移行にあたり、複数の中学校の生徒が参加して合同部活動や地域クラブ活動を実施する場合には、他の中学校や公共施設等への生徒の移動手段を確保する必要がある。この際、新たな路線の見直しや停留所の設定、ダイヤの調整等を通じた既存の地域公共交通や、AIオンデマンド交通等の新技術の活用について検討することが必要となることから、地方公共団体の交通部局と教育部局、スポーツ・文化部局等の間で、十分な調整を行うことが望ましい旨を、地方公共団体の関係部局に周知を行う。

